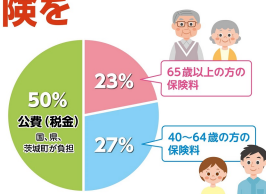


社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や茨城県、茨城町が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

介護保険料はきちんと納めましょう。



介護保険の財源の内訳（令和6～8年度）
（このほかに利用者負担分があります）

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、茨城町の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決め方

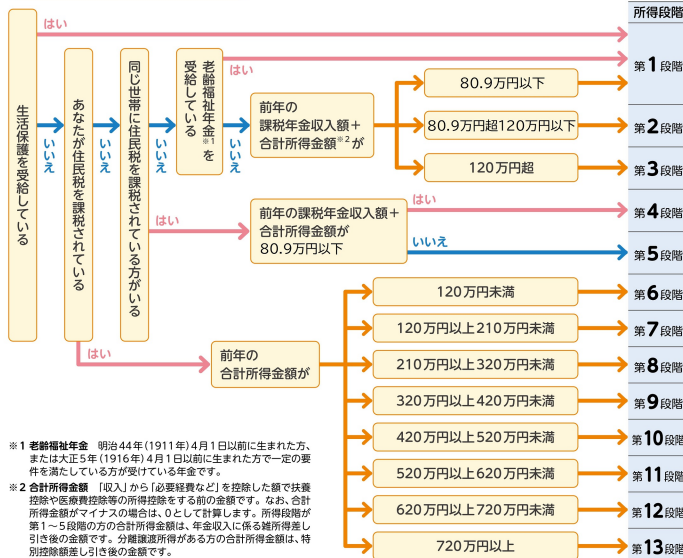
$$\text{茨城町で必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{茨城町に住む65歳以上の方の人数}$$

茨城町の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **73,200円**（年額）

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	20,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が	80.9万円以下の方	基準額 × 0.485
第3段階		80.9万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.685
第4段階		120万円超の方	基準額 × 0.90
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80.9万円以下の方	基準額 × 1.00
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	80.9万円超の方	基準額 × 1.20
第7段階		120万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.30
第13段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.40
		720万円以上の方	基準額 × 2.40

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受ける年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額で扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0として計算します。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。